

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（47歳）は、20年前から地元の商店街で妻Bさん（48歳）と小売店を営んでおり、2年前に父が亡くなってからは、母Cさん（73歳）と3人で暮らしている。なお、Aさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。また、下記の＜Aさんの2022年分の収入等に関する資料＞において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん（47歳）： 個人事業主（青色申告者）
妻Bさん（48歳）： Aさんが営む事業に専ら従事している。青色事業専従者として、2022年中に100万円の給与を受け取っている。
母Cさん（73歳）： 2022年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は70万円である。

＜Aさんの2022年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額： 500万円（青色申告特別控除後）
(2) 不動産所得の金額： ▲40万円

※損失の金額40万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子20万円を含む。

(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月： 2014年10月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 560万円
正味払込保険料： 500万円

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2022年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I 「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（ ① ）万円を控除することができます。（ ① ）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（ ② ）万円となります」
- II 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（ ③ ）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択できることなどが挙げられます」

〈数値

イ. 3 ロ. 5 ハ. 7 ニ. 10 ホ. 38 ヘ. 48 ト. 55
チ. 65

- I 「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（**①チ 65**）万円を控除することができます。
…なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（**②ニ 10**）万円となります」
- II 「青色申告者が受けられる税務上の特典として…、純損失の（**㉔イ 3**）年間の繰越控除…などが挙げられます」

《問8》 Aさんの2022年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地の取得に係る負債の利子20万円に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできません」
- ② 「妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます」
- ③ 「母Cさんは75歳未満であるため、老人扶養親族には該当せず、一般の控除対象扶養親族に該当します。母Cさんに係る扶養控除の控除額は、38万円です」

○①

×② 青色専従者給与を受け取っている場合、配偶者控除は適用できない。

理由：給与所得控除と配偶者控除の二重適用になるから。

×③ 老人扶養親族は70歳以上。（75歳以上は後期高齢者）

《問9》 Aさんの2022年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額	(①) 円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
扶養控除	□□□円
基礎控除	(②) 円
(b) 所得控除の額の合計額	□□□円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	2,700,000円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)	(③) 円

＜資料＞所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

事業所得 : 500万円 (青色申告特別控除後)

不動産所得 : ▲40万円 + 負債利子20万円 = ▲20万円

一時所得 : 解約返戻金560万円 - 正味払込保険料500万円 - 特別控除50万円 = 10万円

$$\rightarrow 10\text{万円} \times \frac{1}{2} = 5\text{万円}$$

総所得金額 ①485万円

基礎控除 合計所得が2,400万円以下なので②48万円

課税総所得金額 $2,700,000\text{円} \times 10\% - 97,500\text{円} = \textcircled{3}172,500\text{円}$